

令和6年度一般廃棄物処理実施計画

南房総市

目 次

第1章 総則.....	- 1 -
1 計画の位置付け.....	- 2 -
2 計画区域.....	- 2 -
3 計画期間.....	- 2 -
第2章 ごみ処理実施計画.....	- 3 -
第1節 基本事項.....	- 4 -
1 計画の目的.....	- 4 -
2 廃棄物の区分と種類.....	- 4 -
3 一般廃棄物の排出量.....	- 4 -
4 ごみの処理主体.....	- 5 -
5 分別の状況.....	- 6 -
第2節 ごみの発生抑制・再資源化計画.....	- 7 -
1 排出抑制・再資源化計画.....	- 7 -
第3節 適正処理推進計画.....	- 9 -
1 収集・運搬計画.....	- 9 -
2 中間処理計画.....	- 15 -
3 最終処分計画.....	- 16 -
第3章 生活排水処理実施計画.....	- 17 -
第1節 基本事項.....	- 18 -
1 計画の目的.....	- 18 -
2 計画対象人口及び世帯.....	- 18 -
第2節 し尿、浄化槽汚泥の処理計画.....	- 19 -
1 収集・運搬計画.....	- 19 -
2 一般廃棄物（し尿、浄化槽汚泥）の発生量及び処理量の見込み.....	- 20 -
3 中間処理計画.....	- 21 -
4 最終処分計画.....	- 22 -

第 1 章 総則

1 計画の位置付け

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第6条第1項の規定に基づき、本計画を策定する。

2 計画区域

(1) ごみ処理及び生活排水処理（し尿処理を除く）実施計画対象区域

白浜町乙浜、白浜町白浜、白浜町滝口、白浜町根本、千倉町白間津、千倉町大川、千倉町千田、千倉町平磯、千倉町川口、千倉町忽戸、千倉町平館、千倉町北朝夷、千倉町南朝夷、千倉町大貫、千倉町川戸、千倉町宇田、千倉町瀬戸、千倉町牧田、千倉町白子、千倉町川合、千倉町久保、白子、安馬谷、峰、久保、古川、加茂、沓見、岩糸、西原、小戸、石堂、珠師ヶ谷、石神、前田、丸本郷、石堂原、川谷、御子神、宮下、大井、丸山平塚、和田町花園、和田町柴、和田町仁我浦、和田町和田、和田町真浦、和田町中三原、和田町下三原、和田町沼、和田町松田、和田町海発、和田町白渚、和田町小川、和田町黒岩、和田町上三原、和田町小向、和田町布野、和田町礎森、和田町五十蔵、和田町石堂、和田町真浦飛地、和田町白渚飛地、和田町中三原飛地、和田町上三原飛地及び和田町黒岩飛地とする。

その他の区域については、鋸南地区環境衛生組合がその処理を行うものとする。

(2) 生活排水処理（し尿処理）実施計画対象区域

市内全域

3 計画期間

本計画の期間は、令和6年4月1日から令和7年3月31日までとする。

第2章 ごみ処理実施計画

第 1 節 基本事項

1 計画の目的

本計画は、資源循環型社会の実現を目指す「南房総市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」の目標を達成するため、ごみの発生と排出の抑制、リサイクルの推進、適正処理体制の確保を基本とした令和 6 年度において必要な施策を定めるものである。

2 廃棄物の区分と種類

本計画において本市が処理する廃棄物は、市内で発生する一般廃棄物（し尿及び浄化槽汚泥を除く。）で、一般家庭から排出される「家庭系ごみ」と事業活動に伴って排出される「事業系ごみ」（多量排出事業者を除く。）とする。

ただし、本計画で別途定める「市で処理できないごみ」「市で処理を行わないもの」は除くものとする。

3 一般廃棄物の排出量

一般廃棄物の種類	排出量	合計
可燃ごみ	8,000 t/年	9,890 t/年
空き缶	100 t/年	
金物類	130 t/年	
空きビン	160 t/年	
ガラス・せともの類	140 t/年	
ペットボトル	100 t/年	
プラスチック製容器包装	340 t/年	
その他プラスチック	130 t/年	
古紙・布類	630 t/年	
雑がみ	30 t/年	
粗大ごみ	130 t/年	

(注) 単位は 10 t で整理した。

4 ごみの処理主体

一般廃棄物の種類	収集・運搬主体	中間処理		最終処分	
		処理主体	処理方法	処理主体	処理方法
可燃ごみ	市（直営） （委託） 排出者	市（委託）	焼却（焼却灰は一部再資源化）	市（委託）	埋め立て
空き缶	市（直営） （委託） 排出者	市（委託）	資源化	—	—
金物類	市（直営） （委託） 排出者	市（委託）	選別後、鉄類・小型家電は資源化	—	—
空きビン	市（直営） （委託） 排出者	市（直営） （委託）	選別後、指定法人ルートで資源化・再利用	—	—
ガラス・せともの類	市（直営） （委託） 排出者	市（直営）	破砕	市（直営）	埋め立て
ペットボトル	市（直営） （委託） 排出者	市（直営） （委託）	選別後、指定法人ルートで資源化	—	—
プラスチック製容器包装	市（直営） （委託） 排出者	市（委託）	資源化	—	—
その他プラスチック	市（直営） （委託） 排出者	市（委託）	資源化	—	—
古紙・布類	市（直営） （委託） 排出者	市（委託）	資源化	—	—
雑がみ	市（直営） （委託） 排出者	市（委託）	資源化	—	—
粗大ごみ	市（直営） 排出者	市（直営） （委託）	選別後、鉄類・小型家電は資源化、選別残渣は可燃ごみと併せて処理。	—	—

5 分別の状況

一般廃棄物の種類	品目
可燃ごみ	可燃ごみ
空き缶	空き缶
金物類	金物類
	乾電池
	小型家電
空きビン	空きビン
ガラス・せともの類	ガラス・せともの類
ペットボトル	ペットボトル
プラスチック製容器包装	プラスチック製容器包装
その他プラスチック	その他プラスチック
古紙・布類	新聞紙
	雑誌
	ダンボール
	紙パック
	古着
雑がみ	雑がみ
粗大ごみ	粗大ごみ

第2節 ごみの発生抑制・再資源化計画

1 排出抑制・再資源化計画

(1) 市民参加と協働の推進

ア ごみに関する情報の提供と共有化

施策名	内容
市ホームページによる情報提供	本市のごみ処理の現状やごみの減量とリサイクルに関する情報を市ホームページへ掲載し、情報提供する。
広報紙による情報提供	広報紙の環境情報ページ「南房総市エコ★ニュース」において、ごみの減量に役立つ情報を幅広く提供する。
環境冊子「エコライフカレンダー」の作成・配布	小・中学生など市民から募集した環境ポスターや環境標語及び様々な環境情報を掲載したカレンダーを作成し、市内全小・中学校へ配布及び市役所窓口等で市民等に配布する。
ゴミゼロ運動の実施	市域全体で市民参加によるゴミゼロ運動を実施し、ごみの散乱防止や環境美化などの環境意識の共有を図る。

イ 環境教育の充実

施策名	内容
処理施設見学	小学生を対象にリモート施設見学を実施し分別方法や処理過程などを学習する。
環境学習	小・中学生及び市民を対象に環境学習会を開催し、環境への負荷の少ない持続可能な社会づくりの学習を行う。

(2) 3R推進のためのシステムづくり

ア 家庭系ごみ対策

① 分別排出の徹底

施策名	内容
家庭ごみの分け方・出し方パンフレット等に基づく周知啓発	毎年度、各世帯に配布する「ごみ収集カレンダー」などに基づき、ごみの資源化及び適正な分別排出の周知・啓発を図る。
違反ごみステッカーの貼付及び取り残しの実施	ごみの適正排出、適正分別の徹底を図るため、違反内容を明示した違反ごみステッカーを貼付し、取り残しを実施する。

② 家庭ごみの発生・排出の抑制、資源化の促進

施策名	内容
廃食用油の回収	一般家庭等から排出される廃食用油を回収し、ごみの減量化を図る。
生ごみ処理機等購入費補助金	家庭から排出される生ごみの減量化及び再利用の推進を目的として、生ごみ処理機及び生ごみ処理容器を購入した市民に対し、購入費の一部を補助する。 生ごみ処理機：購入価格の4/5で10万円を限度とする。 生ごみ処理容器：購入価格の4/5で5千円を限度とする。

イ 事業系ごみ対策

- ① 分別の徹底による減量化の推進
- ② 多量排出事業者に対する指導等の充実
- ③ 事業業種・業態に応じた3R推進への支援

施 策 名	内 容
資源回収等の推進	容器包装等を店頭回収できるよう、回収ボックスの設置を要請する。
多量排出事業者への指導	事業所の廃棄物の排出抑制、再利用、適正処理等が実施されているか状況を実地確認するとともに、事業系一般廃棄物の減量策等の情報収集を行う。

(3) 3R推進に向けた調査・研究

施 策 名	内 容
ごみの排出方式のあり方の調査・研究	ごみの再資源化を促進するため、現在、分別収集している品目のなかに再資源化が可能なものはないか調査・研究する。また、必要に応じ、分別区分の変更も検討する。

第3節 適正処理推進計画

1 収集・運搬計画

(1) 市が収集・運搬するごみ

項目	廃棄物の具体例	排出方法
可燃ごみ	家庭の日常生活に伴って生じた生ごみ、紙くず、木くず、繊維くず、皮革類（合成も含む）、ゴム製品、リサイクルできないプラスチック類、サンダル、靴、紙おむつ（汚物を取り除いたもの）など。	①市の指定ごみ袋に入れて、市長が承認したステーションに排出する。 ②排出は、収集日当日の朝とし、千倉地区は午前8時、白浜・丸山・和田地区は午前8時30分までとする。
空き缶	家庭の日常生活に伴って生じた飲料用空き缶、缶詰用空き缶、調味料用空き缶、整髪剤用等スプレー式空き缶など。	①透明又は半透明袋に入れて、市長が承認したステーションに排出する。 ②排出は「可燃ごみ」と同じ。 ③缶類は中を水ですすいであら、スプレー式空き缶は、使いきってから、缶類と一緒に排出する。
金物類	家庭の日常生活に伴って生じたポット、なべ（ホーロー製含む）、フライパン、小型家電（ワープロ、ラジカセ、ドライヤー、炊飯器、時計、掃除機、電話機など）など。	①透明又は半透明袋に入れて、市長が承認したステーションに排出する。 ②排出は「可燃ごみ」と同じ。 ③携帯電話・スマートフォン・PHS電話・タブレット端末の4品目は、朝夷行政センターに設置してある回収ボックスへの投入による排出も可能。
空きビン	家庭の日常生活に伴って生じた飲料用空きビン、調味料用空きビンなど。	①透明又は半透明袋に入れて、市長が承認したステーションに排出する。 ②排出は「可燃ごみ」と同じ。 ③キャップをはずし、中を水ですすいで、排出する。
ガラス・せともの類	家庭の日常生活に伴って生じた化粧用空きびん、ガラス、陶器、せともの、電球、鏡など。	①透明又は半透明袋に入れて、市長が承認したステーションに排出する。 ②排出は「可燃ごみ」と同じ。 ③割れたガラスなどの危険物は、紙等に包み、「危険」と表示すること。
ペットボトル	家庭の日常生活に伴って生じた飲料用ペットボトル、調味料用ペットボトルなど。	①透明又は半透明袋に入れて、市長が承認したステーションに排出する。 ②排出は「可燃ごみ」と同じ。 ③ペットボトルは、キャップとラベルをはずし、中を水ですすいであら、つぶして排出する。

プラスチック製容器包装	家庭の日常生活に伴って生じたカップ、パック、トレイ、ボトル（ペットボトルを除く）、ラップ、フィルム、袋、キャップ等のプラスチック製容器包装 など。（洗にくいもの、汚れが落ちにくいものは除く）。	①透明又は半透明袋に入れて、市長が承認したステーションに排出する。 ②排出は「可燃ごみ」と同じ。 ③食品残渣等の異物を水で洗い落とすか、紙等で拭き取る等した後、排出する。
その他プラスチック	家庭の日常生活に伴って生じたバケツ、長靴、ポリタンク、ビニールホース、ビデオテープ など。	①透明又は半透明袋に入れて、市長が承認したステーションに排出する。 ②排出は「可燃ごみ」と同じ。
古紙・布類	家庭の日常生活に伴って生じた新聞紙、雑誌、ダンボール、紙パック、古着 など。	①重ねて十字に縛り市長が承認したステーションに排出する。 （高さ40cm程度） ②排出は「可燃ごみ」と同じ。
雑がみ	家庭の日常生活に伴って生じた古紙以外の紙（複写プリント、感熱紙、写真など処理された紙、においのついている紙等を除く）。	①折りたたむ、ひもで結束、雑誌に挟む又は紙袋に入れ市長が承認したステーションに排出する。 ②排出は「可燃ごみ」と同じ。
粗大ごみ	家庭の日常生活に伴って生じたタンク、自転車、机、椅子、ソファなどで、一辺の長さが50cmから2m程度のもの、及び、市が指定した品目（ファンヒーター、グリル付ガステーブル、電子レンジ、チャイルドシートなど）。	白浜清掃センター、千倉清掃センターに申込み、条例で定める粗大ごみの品目に係る手数料の額に応じた枚数の「粗大ごみ収集券」を購入し収集依頼をする。

※ステーションに排出できる基準は、市のごみ指定袋に収納できる大きさのものとする。

※多量な場合には自ら持ちこむか、市が許可した許可業者により搬入させるものとする。

(2) 収集回数及び収集方法

一般廃棄物の種類		収集運搬方式		
		収集回数	収集主体	収集方法
家庭系ごみ	可燃ごみ	週2回	市 (直営) (委託)	指定袋によるステーション方式
	空き缶	月2回		透明又は半透明袋による品目ごとのステーション方式
	金物類	月2回		
	空きビン	月1回		
	ガラス・せともの類	月1回		
	ペットボトル	週1回		
	プラスチック製容器包装	週1回		
	その他プラスチック	週1回		
	古紙・布類	月1回		
	雑がみ	月1回	折りたたむ、ひもで結束、雑誌に挟む又は紙袋によるステーション方式	
	粗大ごみ	随時	市 (直営)	申込制各戸収集方式(有料)
事業系ごみ	可燃ごみ	随時	直接搬入又は許可業者による搬入	
	空き缶	随時		
	金物類	随時		
	空きビン	随時		

	ガラス・せともの類	随時	
	ペットボトル	随時	
	プラスチック製容器包装	随時	
	その他プラスチック	随時	
	古紙・布類	随時	
	雑がみ	随時	
	粗大ごみ	随時	

(3) 市で処理できないごみ

ア 特別管理一般廃棄物

廃棄物の具体例	運搬方法	処理方法
<p>一般廃棄物である、廃エアコン・廃テレビ・廃電子レンジから取り出されたPCB使用部品。</p> <p>焼却炉より排出されるばいじん、燃え殻又は汚泥及びこれらを処分するために処理したもので、ダイオキシン類を含有しているもの。</p> <p>医療機関等から排出される、血液の付着したガーゼなどの感染性病原体を含む又はそのおそれのある一般廃棄物。</p>	<p>特別管理一般廃棄物で、処理のために自ら運搬する場合は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条の2の規定に準じ運搬する。</p> <p>特別管理一般廃棄物で、処理のために自ら運搬することができない場合は、市が許可した一般廃棄物収集運搬許可業者に依頼する。</p>	<p>特別管理一般廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条の2の規定に準じ処分する。</p>

イ その他

項目	廃棄物の具体例	処理方法
危険物	ガスボンベ、ガソリン、シンナー、劇薬、農薬（空きかん、空きびんを含む）、廃油等。	専門の処理業者に依頼する。
事業活動により生じた多量の一般廃棄物	事業活動に伴って発生した産業廃棄物以外の一般廃棄物で、多量のもの。	
処理困難物	タイヤ（ホイールも含む）、バッテリー、自動車（部品も含む）、バイク、農機具、ボイラー、耐火金庫、ヨット、ボート、小型船舶、ペンキ、ピアノ、エレクトーン、電気温水器、ソーラーシステム、消火器、ドラム缶、浴槽等。	
家電リサイクル法対象品目	エアコン、テレビ（ブラウン管式・液晶式・プラズマ式）、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機。	購入した店に引き取りを依頼するか、指定引取場所に持ち込む。
家庭系パソコンリサイクル対象品目	家庭から排出されるパソコン（デスクトップパソコン本体、ノートブックパソコン、パソコン用ディスプレイ）。	メーカーに回収を申し込む。ただし、回収するメーカーがない場合は、パソコン3R推進協会へ依頼する。
二輪車リサイクル対象品目	二輪車リサイクルシステム対象二輪車。	指定引取窓口へ持ち込むか、廃棄二輪車取扱店に依頼する。

(4) 収集運搬許可業者

収集運搬許可業者一覧

(50音順)

No.	業 者 名	本支店住所	電話番号
1	アンビ環境株式会社	南房総市和田町中三原 1000	47-5777
2	株式会社イケダ	館山市笠名 1293-1	22-6689
3	株式会社伊藤商店	南房総市白浜町白浜 2557	38-2051
4	白井水産有限会社	南房総市千倉町平館 732	44-2120
5	エルエス工業株式会社	東京都渋谷区千駄ヶ谷 3-2-8-503	03-5410-3627
6	株式会社岡部建設	館山市亀ヶ原 890-1	36-2266
7	株式会社金子商店	南房総市和田町海登 1218-56	47-2067
8	金元正輝	南房総市千倉町瀬戸 2980-60	44-3620
9	神作健次	南房総市富浦町福澤 198	20-4136
10	有限会社K I D O	南房総市和田町仁我浦 163	47-2111
11	株式会社木村仙吉商店	南房総市和田町仁我浦 336-1	47-2157
12	有限会社シンワ・トータル・サービス	南房総市千倉町瀬戸 1414	44-5533
13	有限会社大栄商事	館山市広瀬 392-2	29-7753
14	館山商事株式会社	館山市正木 528	27-5691
15	千葉美装株式会社	南房総市荒川 1379-1	58-0161
16	有限会社妻本商店	鴨川市浜荻 430-1	04-7094-2610
17	有限会社ビオトープ	南房総市下堀 382-1	36-2273
18	有限会社美研	南房総市市部 798-3	28-5327
19	有限会社堀井商店	南房総市石堂原 224-1	46-2905
20	株式会社三山商店	鴨川市横渚 820	04-7092-0424

2 中間処理計画

空き缶、金物類、プラスチック製容器包装、その他プラスチック、古紙及び布類については手選別により、資源化を図る。また、空きビン及びペットボトルについては、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律で指定を受けた指定法人（財団法人日本容器包装リサイクル協会）に再商品化を委託する。可燃物については、委託により、適正に焼却処理する。

(1) 施設の概要

ア 焼却施設の概要

処理主体	千葉産業クリーン株式会社
施設名	千葉産業クリーン株式会社廃棄物処理施設
所在地	千葉県銚子市小浜町2945番 他
稼働開始	平成5年
使用状況	使用中
公称能力	300t/日
処理方式	特殊階段式ストーカ炉

処理主体	株式会社市原ニューエナジー
施設名	株式会社市原ニューエナジー
所在地	千葉県市原市万田野733番6の一部、733番8
稼働開始	平成19年
使用状況	使用中
公称能力	96t/日
処理方式	特殊階段式ストーカ炉

イ 粗大ごみ処理施設の概要

処理主体	安房郡市広域市町村圏事務組合
施設名	安房郡市広域市町村圏事務組合粗大ごみ処理施設
所在地	千葉県館山市出野尾540番
稼働開始	昭和60年
使用状況	稼働停止
公称能力	50t/日
処理方式	縦型高速回転式

ウ 焼却灰の量、処理方法

施設名	処理量	処理方法
千葉産業クリーン株式会社銚子市小浜町つくる最終処分場	200 t/年	埋め立て
ツネイシカムテックス株式会社	800 t/年	焼成・造粒
渡辺産業株式会社	300 t/年	破碎・固形化

3 最終処分計画

(1) 最終処分場の概要

処理主体	南房総市
処分場名	南房総市千倉一般廃棄物最終処分場
所在地	千葉県南房総市千倉町南朝夷789番
埋立開始	平成10年
使用状況	使用中
埋立地面積	4,350 m ²
全体容量	30,900 m ³
残余容量	17,079 m ³ (令和5年12月末)

処理主体	南房総市
処分場名	南房総市千倉清掃センター埋立処分地
所在地	千葉県南房総市千倉町南朝夷789番
埋立開始	昭和51年
使用状況	平成9年埋立終了
埋立地面積	4,182 m ²
全体容量	30,600 m ³
残余容量	0 m ³

処理主体	千葉産業クリーン株式会社
処分場名	千葉産業クリーン株式会社銚子市小浜町つくる最終処分場
所在地	千葉県銚子市小浜町1419番 他
埋立開始	昭和61年
使用状況	使用中
埋立地面積	58,235 m ²
全体容量	1,262,756 m ³
残余容量	32,160 m ³ (令和5年12月末)

(2) 埋立方法

処分場名	埋立方法
南房総市千倉一般廃棄物最終処分場	セル、サンドイッチ方式
南房総市千倉清掃センター埋立処分地	直接ダンピング方式
千葉産業クリーン株式会社銚子市小浜町つくる最終処分場	サンドイッチ方式

第 3 章 生活排水処理実施計画

第 1 節 基本事項

1 計画の目的

河川の水質汚濁は、工場、事業所等からの排水規制が進んだことにより、一般家庭から排出されるいわゆる生活排水による汚濁負荷の割合が相対的に上昇しており、生活排水に対する取組の必要性と緊急性が高まっている。このため、令和 5 年 1 2 月に改定した「南房総市一般廃棄物（生活排水）処理基本計画」を踏まえ、合併処理浄化槽の整備を促進しながら、生活排水浄化に向けての取組を計画的に展開する。

2 計画対象人口及び世帯

(1) 生活排水（し尿処理）

人 口 34,815 人

世帯数： 16,960 世帯

(2) 生活排水（し尿収集）

人 口 22,158 人

世帯数： 11,151 世帯

（令和 6 年 1 月 1 日午前零時現在：住民基本台帳）

第2節 し尿、浄化槽汚泥の処理計画

1 収集・運搬計画

し尿の収集運搬については、市直営・一部事務組合・委託、浄化槽汚泥の収集運搬については、概ね許可による体制で行う。

なお、し尿は減少、浄化槽汚泥等は微増、全体量として微増傾向にある。

今後も、収集体制の効率化、円滑化を図るものとする。

※ 浄化槽清掃・収集運搬許可業者一覧 (50音順)

No.	業 者 名	本支店住所	電話番号
1	有限会社アワ	南房総市千倉町瀬戸 1914	24-1632
2	株式会社安房環境衛生	南房総市千倉町瀬戸 2344-76	24-1630
3	有限会社五光	南房総市富浦町多田良 674-6	33-3788
4	有限会社笹子設備	南房総市和田町小川 695	47-3733
5	中央エンタープライズ株式会社	館山市竹原 1306-3	29-7400
6	有限会社南房浄化槽サービス	南房総市千倉町北朝夷 280-1	44-0439
7	有限会社花澤環境	南房総市白浜町白浜 926-1	38-5713
8	株式会社ヤマナカ	館山市上真倉 1011	22-4194
9	株式会社マルコー	安房郡鋸南町竜島 871-2	55-3733
10	有限会社若林製作所	南房総市竹内 253	57-2069

注) No.9 No.10 については内房地区のみ

2 一般廃棄物（し尿、浄化槽汚泥）の発生量及び処理量の見込み

（単位：kℓ）

令和6年度				
	し尿	浄化槽汚泥	計	処理方法
市直営	1,250	50	1,300	し尿処理施設
委託	1,560	—	1,560	
組合	2,230	—	2,230	
許可	—	12,710	12,710	
計	5,040	12,760	17,800	

※し尿・浄化槽汚泥とも単位は10kℓで整理した。

3 中間処理計画

(1) 施設の概要

本市のし尿、浄化槽汚泥の処理は、南房総市水処理センターで行う。

また、運搬を効果的にするための中継槽を3か所設置し、処理施設への中継輸送を実施する。

し尿処理施設

施設名称	南房総市水処理センター		
所在地	南房総市御庄607番		
供用開始年月日	令和6年1月1日		
処理対象	し尿及び浄化槽汚泥		
処理方式	高負荷脱窒素処理方式＋高度処理方式（擬集膜分離＋活性炭吸着）		
処理能力	67kℓ/日（し尿 21kℓ/日 浄化槽汚泥 46kℓ/日）		
運転管理	南房総市直営		
処理水質	pH：5.8－8.6	T-N：10mg/ℓ以下	
	BOD：10mg/ℓ以下	T-P：1mg/ℓ以下	
	COD：10mg/ℓ以下	色度：30度以下	
	SS：10mg/ℓ以下	大腸菌群数：1,000個以下	
放流先	二級河川山名川～東京湾		
放流水量	100.5m ³ 以下		

し尿中継槽	白浜中継槽	南房総市白浜町滝口422番2	220m ³
	丸山中継槽	南房総市岩糸574番1	24m ³
	和田中継槽	南房総市和田町柴803番4	220m ³

(2) 施設計画

南房総市水処理センターについては、施設の点検整備・適正管理を行いながら、し尿処理を行うこととする。

4 最終処分計画

南房総市水処理センターから発生する助燃材については、鋸南地区環境衛生組合大谷クリーンセンターで焼却を行うものとする。